

高知労働局発表  
令和7年12月19日

## 【照会先】

高知労働局職業安定部職業対策課  
課長 辻山由美  
地方障害者雇用担当官 公文望  
(電話) 088(885)6052

報道関係者 各位

## 令和7年 障害者雇用状況の集計結果

高知労働局（局長：菊池 宏二）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

#### 【民間企業】（法定雇用率2.5%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回った。
  - ・ 雇用障害者数は、2,232.0人、対前年比6.24%(131人)増加
  - ・ 実雇用率2.60%、対前年比0.07ポイント上昇
  - ・ 全国の実雇用率2.41%を上回り、全国14位
- 法定雇用率達成企業の割合は55.9%、対前年比0.2ポイント上昇。
  - ・ 全国の達成割合46.0%を上回り、全国17位

#### 【公的機関】（同2.8%、都道府県などの教育委員会は2.7%）

- 県の機関で雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回った。
  - ・ 県：雇用障害者数180.5人(167.0人)、実雇用率3.05%(2.96%)・・詳細P16
  - ・ 市町村：雇用障害者数354.5人(339.5人)、実雇用率2.59%(2.62%)・・詳細P17
  - ・ 教育委員会：雇用障害者数212.0人(207.5人)、実雇用率3.02%(3.22%)・・詳細P18
- ※( )は前年の値

#### 【独立行政法人等】（同2.8%）

- 雇用障害者数は前年を上回ったが実雇用率は前年から減少。
  - ・ 雇用障害者数61.0人(58.0人) 実雇用率2.52%(2.81%)・・詳細P19
- ※( )は前年の値

## 1 民間企業における雇用状況

### (1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）雇用されている障害者の数は2,232.0人で、前年より6.24%（131人）増加し、過去最高となった。

雇用者のうち、身体障害者は1098.0人（対前年比2.9%増）、知的障害者は589.5人（同5.7%増）、精神障害者は544.5人（同14.3%増）となり、特に精神障害者の増加率が大きくなつた。

実雇用率は、2.6%となり、前年より0.07ポイント上昇し、過去最高となり、法定雇用率達成企業の割合は55.9%で前年の55.7%から0.2ポイント上昇した。

〔P5 総括表1、P6 グラフ、P11 詳細表1(1)、P14 詳細表1(4)〕

	報告対象 企業数	算定基礎 労働者数	障害者 雇用数	実雇用 率	法定雇用率 達成企業	法定雇用率 達成割合	実雇用率 (全国)
7年度	612	85,879.5	2,232.0	2.60%	342	55.9%	2.41%
6年度	607	83,186.5	2,101.0	2.53%	338	55.7%	2.41%
増減	5	2693.0	131.0 (6.24%増)	0.07	4	0.2	0.00

### (2) 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業では546.0人、100～300人未満で724.5人、300～500人未満で275.0人、500人以上で686.5人となり、すべての企業規模で前年より増加した。

民間企業全体の実雇用率は2.6%と前年を上回っており、企業規模別にみると、40.0～100人未満規模企業2.55%、100～300人未満規模企業2.27%、300～500人未満規模企業2.93%、500人以上規模企業2.96%となり、すべてが前年を上回った。

なお、法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満規模企業で54.5%（対前年比0.6P増）、100～300人未満規模企業で57.1%（対前年比0.2P増）、300～500人未満規模企業で57.1%（対前年比9.6P減）、500人以上規模企業で65%（対前年比7.9P増）となり、300～500人未満規模企業を除き前年を上回り、全体では55.9%（対前年比0.2P増）であった。

〔P12 詳細表1(2)〕

#### ○規模別障害者雇用数

企業規模	障害者雇用数（人）		対前年増減 (人)	対前年増減比 (%)
	7年度	6年度		
40～100人未満	546.0	493.0	53.0	10.75
100～300人未満	724.5	705.0	19.5	2.77
300～500人未満	275.0	250.0	25.0	10.00
500人以上	686.5	653.0	33.5	5.13
計	2,232.0	2,101.0	131.0	6.24

## ○規模別実雇用・達成企業割合

企業規模	実雇用率(%)		前年比 増減(P)	雇用率達成割合(%)		前年比 増減(P)
	7年度	6年度		7年度	6年度	
40～100人未満	2.55	2.41	0.14	54.5	53.9	0.6
100～300人未満	2.27	2.25	0.02	57.1	56.9	0.2
300～500人未満	2.93	2.92	0.01	57.1	66.7	▲9.6
500人以上	2.96	2.86	0.10	65.0	57.1	7.9
計	2.60	2.53	0.07	55.9	55.7	0.2

### (3) 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」、「不動産業、物品賃貸業」で減少したが、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」で増加した。

産業別の実雇用率では、「金融業、保険業」2.50%、「宿泊業、飲食サービス業」3.42%、「複合サービス事業」2.51%、が本年度新たに法定雇用率以上となったほか、「電気・ガス・熱供給・水道業」6.35%、「卸売業、小売業」2.89%、「医療、福祉」2.74%、が法定雇用率2.5%以上となったが、「サービス業」2.45%、が本年度新たに法定雇用率を下回ったほか、「農、林、漁業」1.79%、「建設業」2.07%、「製造業」2.43%、「情報通信業」1.88%、「運輸業、郵便業」2.02%、「不動産業、物品賃貸業」1.08%、「学術研究、専門・技術サービス業」1.59%、「生活関連サービス業、娯楽業」2.40%、「教育、学習支援業」1.32%、が法定雇用率を下回った。

[P13 詳細表1(3)]

産業	実雇用率(%)		対前年 増減(P)	障害者雇用数(人)		対前年 増減(人)	対前年 増減(%)
	7年度	6年度		7年度	6年度		
農、林、漁業	1.79	2.40	▲0.61	5.5	10.0	▲4.5	▲45.00
建設業	2.07	1.86	0.21	60.5	44.5	16.0	35.96
製造業	2.43	2.42	0.01	291.5	287.0	4.5	1.57
電気・ガス・熱供給・水道業	6.35	6.25	0.10	4.0	4.0	0.0	0.00
情報通信業	1.88	1.66	0.22	41.0	34.0	7.0	20.59
運輸業、郵便業	2.02	2.20	▲0.18	43.5	40.0	3.5	8.75
卸売業、小売業	2.89	2.77	0.12	644.0	630.0	14.0	2.22
金融業、保険業	2.50	2.00	0.50	79.0	63.0	16.0	25.40
不動産業、物品賃貸業	1.08	1.31	▲0.23	5.0	6.0	▲1.0	▲16.67
学術研究、専門・技術サービス業	1.59	1.42	0.17	17.5	14.5	3.0	20.69
宿泊業、飲食サービス業	3.42	2.48	0.94	54.0	42.5	11.5	27.06
生活関連サービス業、娯楽業	2.40	2.10	0.30	40.5	33.5	7.0	20.90
教育、学習支援業	1.32	1.07	0.25	22.5	17.0	5.5	32.35
医療、福祉	2.74	2.75	▲0.01	767.0	721.5	45.5	6.31
複合サービス事業	2.51	2.45	0.06	76.5	76.0	0.5	0.66
サービス業	2.45	2.57	▲0.12	80.0	77.5	2.5	3.23
計	2.60	2.53	0.07	2,232.0	2,101.0	131.0	6.24

#### (4) 法定雇用率未達成企業の状況

令和7年の法定雇用率未達成企業は270社。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、75.6%（204社）を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は57.4%（155社）となっている。

[P15 詳細表1(5)]

### 2 公的機関における在職状況

#### (1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

県の4機関に在職している障害者の数は180.5人で、昨年の167人より13.5人増加、実雇用率は3.05%と前年（2.96%）に比べ0.09ポイント上昇した。

県の機関においては、高知県・高知市病院企業団を除いた機関で法定雇用率を達成している。

※ 高知県・高知市病院企業団は都道府県が加入する組合のため、令和4年6月1日より県の機関に算入されている。高知県議会事務局は高知県知事部局と特例認定済

[P5 総括表2(1)、P16 詳細表2(1)、P19 詳細表3(1)]

#### (2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

市町村の機関に在職している障害者の数は354.5人で、昨年の339.5人より15人増加しており、実雇用率は2.59%と前年（2.62%）に比べ0.03ポイント低下した。

市町村の機関の法定雇用率達成割合は63.3%で、前年（61.5%）より1.8ポイント上昇しており、49機関中18機関で法定雇用率が未達成となっている。

#### 【未達成機関】

高知市、南国市、本山町、香南市、香美市、四万十町、佐川町、津野町、奈半利町、東洋町、北川村、馬路村、いの町、田野町教育委員会、大豊町教育委員会、仁淀川町教育委員会、四万十町教育委員会、高吾北広域町村事務組合

※令和7年6月1日現在未達成であった、四万十町、高吾北広域町村事務組合は既に達成済  
大豊町教育委員会は、大豊町役場と特例認定済

[P5 総括表2(2)、P17 詳細表2(2)、P20 詳細表3(4)]

#### (3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

2.7%の法定雇用率が適用される県の教育委員会に在職している障害者の数は212.0人で、昨年の207.5人より4.5人増加しており、実雇用率は3.02%と前年（3.22%）より0.2ポイント低下した。

[P5 総括表2(3)、P19 詳細表3(2)]

### 3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は61.0人で、昨年の58.0人より3人増加しており、実雇用率は2.52%と前年（2.81%）と昨年に比べ0.29ポイント減少した。

高知県公立大学法人は法定雇用率を達成しており、国立大学法人高知大学は法定雇用率が未達成となっている。

※ 県内の報告対象独立行政法人等は国立大学法人高知大学、高知県公立大学法人の2機関となっている。

[P5 総括表3、P19 詳細表3(3)]

## 令和7年6月1日 現在における障害者の雇用状況(総括表)

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	85,879.5 人 ( 83,186.5 人 )	2,232.0 人 ( 2,101.0 人 )	2.60 % ( 2.53 % )	342 / 612 ( 338 / 607 )	55.9 % ( 55.7 % )

### 2 地方公共団体における在職状況

#### (1) 高知県の機関(法定雇用率2.8%) ※県警察本部含む

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	5,909.0 人 ( 5,644.5 人 )	180.5 人 ( 167.0 人 )	3.05 % ( 2.96 % )	3 / 4 ( 3 / 5 )	75.0 % ( 60.0 % )
高知県知事部局	4,072.0 人 ( 4,022.0 人 )	130.5 人 ( 123.5 人 )	3.20 % ( 3.07 % )	1 / 1 ( 1 / 1 )	100.0 % ( 100.0 % )
その他の高知県機関	1,837.0 人 ( 1,622.5 人 )	50.0 人 ( 43.5 人 )	2.72 % ( 2.68 % )	2 / 3 ( 2 / 4 )	66.7 % ( 50.0 % )

#### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	13,676.5 人 ( 12,972.0 人 )	354.5 人 ( 339.5 人 )	2.59 % ( 2.62 % )	31 / 49 ( 32 / 52 )	63.3 % ( 61.5 % )

#### (3) 法定雇用率2.7%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
高知県教育委員会	7,023.0 人 ( 6,442.0 人 )	212.0 人 ( 207.5 人 )	3.02 % ( 3.22 % )	1 / 1 ( 1 / 1 )	100.0 % ( 100.0 % )

### 3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
独立行政法人等	2,422.5 人 ( 2,062.0 人 )	61.0 人 ( 58.0 人 )	2.52 % ( 2.81 % )	1 / 2 ( 2 / 2 )	50.0 % ( 100.0 % )

注 1 1 及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

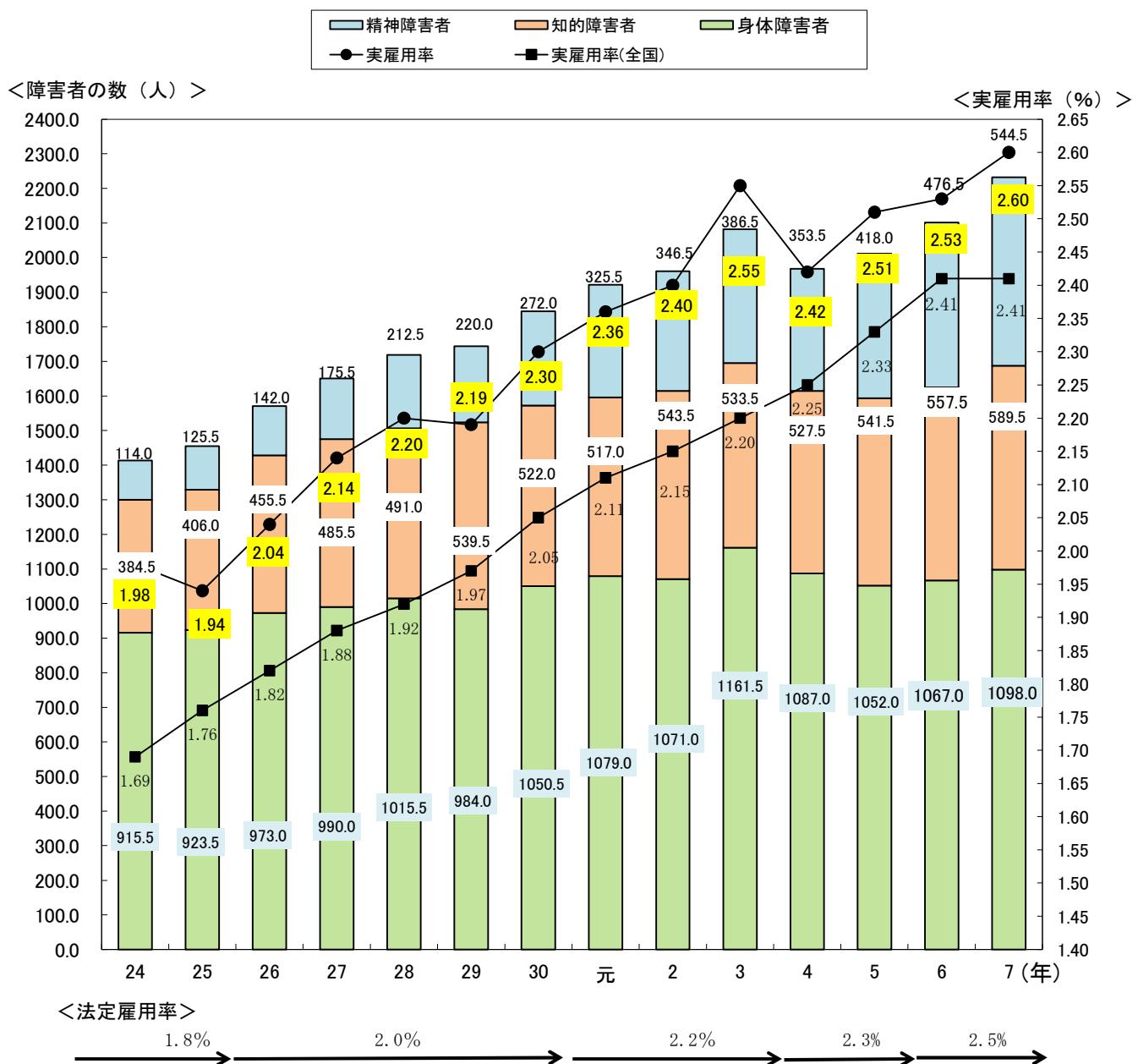
5 ( )内は、令和6年6月1日現在の数値である。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の変化等により機関数は変動する。

# 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

## ●実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～令和5年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- |                     |   |
|---------------------|---|
| ○ 民間企業 .....        | <p>一般の民間企業 ..... 2. 5 %<br/>(40.0人以上規模の企業)</p> <p>特殊法人等 ..... 2. 8 %<br/>〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、<br/>独立行政法人、国立大学法人等〕</p> |
| ○ 国、地方公共団体 .....    | 2. 8 %<br>(36.0人以上規模の機関)  |
| ○ 都道府県等の教育委員会 ..... | 2. 7 %<br>(37.5人以上規模の機関)  |

※ ( ) 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

## ◎ 除外率とは

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

$$\begin{aligned}
 & \text{除外率} 20\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 20\% = 1,013.9 \Rightarrow 1,013 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 101.4125 \Rightarrow 101 \text{ 人 (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right. \\
 \\
 & \text{除外率} 10\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 10\% = 506.95 \Rightarrow 506 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 114.0875 \Rightarrow 114 \text{ 人 (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right. 
 \end{aligned}$$


### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

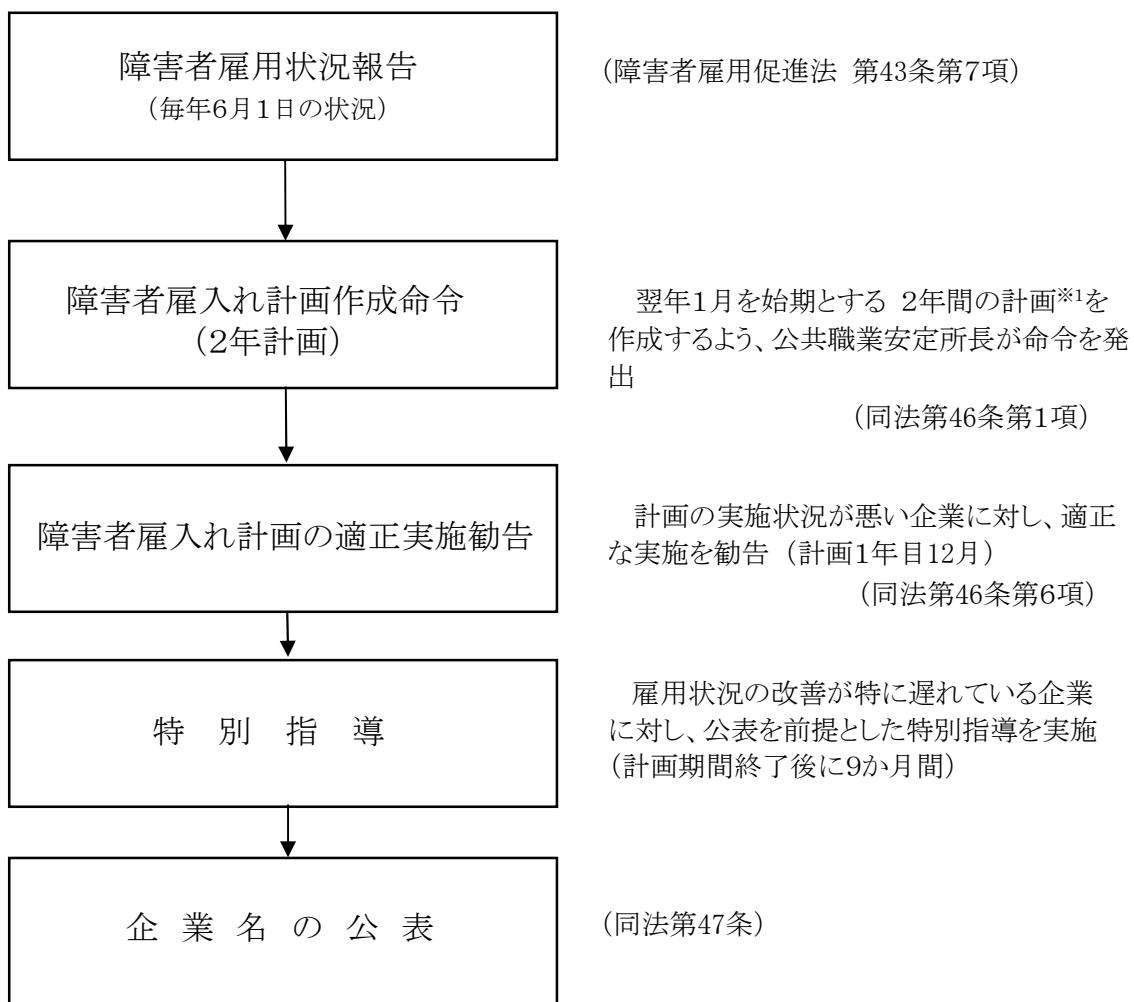
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### [高知労働局指導実績]

- 令和6年度の実績※2
  - \*「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 0社
  - \*「障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
  - \*「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 0社(令和6年度)
- 企業名の公表 0社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があつた民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

# 令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

## <目次>

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）	
(1) 概況	11
(2) 企業規模別の雇用状況	12
(3) 産業別の雇用状況	13
(4) 民間企業における雇用状況の推移	14
(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	15
2 地方公共団体等における在職状況（法定雇用率2.8%又は2.7%）	
(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）	16
(2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）	17
(3) 法定雇用率2.7%が適用される県等の教育委員会 （法定雇用率2.7%）	18
3 公的機関の各機関の状況（法定雇用率2.8%又は2.7%）	
(1) 県の状況（法定雇用率2.8%）	19
(2) 法定雇用率2.7%が適用される県の教育委員会の状況 （法定雇用率2.7%）	19
(3) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.8%）	19
(4) 市町村等の状況（法定雇用率2.8%）	20
(参考)	
都道府県別の実雇用率等の状況	21
身体障害者の部位別雇用状況	22

# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

## (1) 概況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				
民間企業	企業 612 ( 607 )	人 85,879.5 ( 83,186.5 )	人 353 ( 330 )	人 209 ( 212 )	人 1,211 ( 1,133 )	人 108 ( 128 )	人 104 ( 64 )	人 2,232.0 ( 2,101.0 )	人 251.0 ( 235.0 )	% 2.60 ( 2.53 )	企業 342 ( 338 )	% 55.9 ( 55.7 )

[1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。

### ② 障害種別雇用状況

区 分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)		
民間企業	人 2,232.0 ( 2,101.0 )	人 298 ( 281 )	人 60 ( 61 )	人 402 ( 404 )	人 50 ( 60 )	人 30 ( 20 )	人 1,098.0 ( 1,067.0 )	人 84.5 ( 69.5 )	
③ 知的障害者の数									
a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)			
人 55 ( 49 )	人 12 ( 11 )	人 434 ( 413 )	人 58 ( 68 )	人 9 ( 3 )	人 589.5 ( 557.5 )	人 50.5 ( 59.5 )			
④ 精神障害者の数									
c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)					
人 375 ( 316 )	人 137 ( 140 )	人 65 ( 41 )	人 544.5 ( 476.5 )	人 116.0 ( 106.0 )					

[1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。

## (2) 企業規模別の雇用状況

### ① 概況

区分	① 企 業 数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合	
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者 (注3)	B. 重度身体障 害者、重度知的 障害者及び精 神障害者である 短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者である 短時間労働者 (注3)	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 である短時間労 働者(注3)	E. 重度身体障 害者、重度知的 障害者及び精 神障害者である 特定短時間労 働者(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$	G. うち新規雇 用分(注4)			
規模計	企業 612 ( 607 )	人 85,879.5 ( 83,186.5 )	人 353 ( 330 )	人 209 ( 212 )	人 1,211 ( 1,133 )	人 108 ( 128 )	人 104 ( 64 )	人 2,232.0 ( 2,101.0 )	人 251.0 ( 235.0 )	% 2.60 ( 2.53 )	企業 342 ( 338 )	% 55.9 ( 55.7 )
40～ 100人未満	企業 354 ( 343 )	人 21,434.0 ( 20,458.0 )	人 89 ( 69 )	人 50 ( 54 )	人 292 ( 272 )	人 35 ( 49 )	人 17 ( 9 )	人 546.0 ( 493.0 )	人 60.0 ( 52.5 )	% 2.55 ( 2.41 )	企業 193 ( 185 )	% 54.5 ( 53.9 )
100～ 300人未満	210 ( 216 )	31,878.5 ( 31,317.0 )	133 ( 139 )	43 ( 37 )	388 ( 365 )	34 ( 35 )	21 ( 15 )	724.5 ( 705.0 )	80.5 ( 59.5 )	2.27 ( 2.25 )	120 ( 123 )	57.1 ( 56.9 )
300～ 500人未満	28 ( 27 )	9,384.0 ( 8,566.5 )	41 ( 44 )	16 ( 13 )	169 ( 143 )	12 ( 12 )	4 ( 0 )	275.0 ( 250.0 )	28.5 ( 15.0 )	2.93 ( 2.92 )	16 ( 18 )	57.1 ( 66.7 )
500人以上	20 ( 21 )	23,183.0 ( 22,845.0 )	90 ( 78 )	100 ( 108 )	362 ( 353 )	27 ( 32 )	62 ( 40 )	686.5 ( 653.0 )	82.0 ( 108.0 )	2.96 ( 2.86 )	13 ( 12 )	65.0 ( 57.1 )

注は1(1)①の表と同じ

12

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a. 重度身体障 害者(注4)	b. 重度身体障 害者である短 時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者 である短時間 労働者(注4)	e. 重度身体 障害者である 特定短時間労 働者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$	a. 重度知的障 害者(注4)	b. 重度知的障 害者である短 時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 知的障害者 (注4)	d. 重度以外の 知的障害者 である短時間 労働者(注4)	e. 重度知的 障害者である 特定短時間労 働者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害 者である短时 间労働者(注 4)	e. 精神障害 者である特定 短時間労働者 (注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)		
規模計	人 2,232.0 ( 2,101.0 )	人 298 ( 281 )	人 60 ( 61 )	人 402 ( 404 )	人 50 ( 60 )	人 30 ( 20 )	人 1,098.0 ( 1,067.0 )	人 55 ( 49 )	人 12 ( 11 )	人 434 ( 413 )	人 58 ( 68 )	人 9 ( 3 )	人 589.5 ( 557.5 )	人 375 ( 316 )	人 137 ( 140 )	人 65 ( 41 )	人 544.5 ( 476.5 )		
40～ 100人未満	人 546.0 ( 493.0 )	人 72 ( 54 )	人 11 ( 14 )	人 120 ( 113 )	人 14 ( 21 )	人 6 ( 6 )	人 285.0 ( 248.5 )	人 17 ( 15 )	人 5 ( 5 )	人 100 ( 97 )	人 21 ( 28 )	人 7 ( 2 )	人 153.0 ( 147.0 )	人 72 ( 62 )	人 34 ( 35 )	人 4 ( 1 )	人 108.0 ( 97.5 )		
100～ 300人未満	人 724.5 ( 705.0 )	人 109 ( 118 )	人 18 ( 16 )	人 135 ( 141 )	人 14 ( 14 )	人 9 ( 5 )	人 382.5 ( 402.5 )	人 24 ( 21 )	人 4 ( 3 )	人 121 ( 129 )	人 20 ( 21 )	人 2 ( 1 )	人 184.0 ( 185.0 )	人 132 ( 95 )	人 21 ( 18 )	人 10 ( 9 )	人 158.0 ( 117.5 )		
300～ 500人未満	人 275.0 ( 250.0 )	人 34 ( 37 )	人 7 ( 6 )	人 36 ( 32 )	人 6 ( 5 )	人 2 ( 0 )	人 115.0 ( 114.5 )	人 7 ( 7 )	人 0 ( 0 )	人 106 ( 80 )	人 6 ( 7 )	人 0 ( 0 )	人 123.0 ( 97.5 )	人 27 ( 31 )	人 9 ( 7 )	人 2 ( 0 )	人 37.0 ( 38.0 )		
500人以上	人 686.5 ( 653.0 )	人 83 ( 72 )	人 24 ( 25 )	人 111 ( 118 )	人 16 ( 20 )	人 13 ( 9 )	人 315.5 ( 301.5 )	人 7 ( 6 )	人 3 ( 3 )	人 107 ( 107 )	人 11 ( 12 )	人 0 ( 0 )	人 129.5 ( 128.0 )	人 144 ( 128 )	人 73 ( 80 )	人 49 ( 31 )	人 241.5 ( 223.5 )		

注は1(1)②の表と同じ

### (3) 産業別の雇用状況

#### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)				
産業計	企業 612 ( 607 )	人 85,879.5 ( 83,186.5 )	人 353 ( 330 )	人 209 ( 212 )	人 1,211 ( 1,133 )	人 108 ( 128 )	人 104 ( 64 )	人 2,232.0 ( 2,101.0 )	人 251.0 ( 235.0 )	% 2.60 ( 2.53 )	企業 342 ( 338 )	% 55.9 ( 55.7 )
農、林、漁業	企業 6 ( 8 )	人 306.5 ( 416.0 )	人 1 ( 1 )	人 0 ( 0 )	人 3 ( 7 )	人 1 ( 2 )	人 0 ( 0 )	人 5.5 ( 10.0 )	人 0.0 ( 0.5 )	% 1.79 ( 2.40 )	企業 3 ( 4 )	% 50.0 ( 50.0 )
鉱業、採石業、砂利採取業	企業 0 ( 0 )	人 0.0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	- ( - )	0 ( 0 )	- ( - )
建設業	企業 37 ( 31 )	人 2,926.5 ( 2,388.5 )	人 15 ( 11 )	人 5 ( 0 )	人 25 ( 22 )	人 1 ( 1 )	人 0 ( 0 )	人 60.5 ( 44.5 )	人 3.0 ( 3.0 )	% 2.07 ( 1.86 )	企業 21 ( 16 )	% 56.8 ( 51.6 )
製造業	企業 106 ( 104 )	人 11,986.5 ( 11,851.5 )	人 39 ( 42 )	人 8 ( 11 )	人 202 ( 187 )	人 4 ( 10 )	人 3 ( 0 )	人 291.5 ( 287.0 )	人 32.0 ( 31.0 )	% 2.43 ( 2.42 )	企業 60 ( 62 )	% 56.6 ( 59.6 )
電気・ガス・熱供給・水道業	企業 1 ( 1 )	人 63.0 ( 64.0 )	人 2 ( 2 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 4.0 ( 4.0 )	人 0.0 ( 0.0 )	% 6.35 ( 6.25 )	企業 1 ( 1 )	% 100.0 ( 100.0 )
情報通信業	企業 19 ( 17 )	人 2,178.0 ( 2,051.5 )	人 7 ( 5 )	人 2 ( 3 )	人 24 ( 21 )	人 0 ( 0 )	人 2 ( 0 )	人 41.0 ( 34.0 )	人 10.0 ( 1.0 )	% 1.88 ( 1.66 )	企業 9 ( 8 )	% 47.4 ( 47.1 )
運輸業、郵便業	企業 21 ( 18 )	人 2,153.5 ( 1,821.0 )	人 10 ( 9 )	人 2 ( 2 )	人 21 ( 19 )	人 0 ( 0 )	人 1 ( 2 )	人 43.5 ( 40.0 )	人 0.0 ( 1.0 )	% 2.02 ( 2.20 )	企業 11 ( 13 )	% 52.4 ( 72.2 )
卸売業、小売業	企業 108 ( 110 )	人 22,297.5 ( 22,751.0 )	人 72 ( 72 )	人 96 ( 103 )	人 359 ( 346 )	人 31 ( 38 )	人 59 ( 36 )	人 644.0 ( 630.0 )	人 51.0 ( 86.0 )	% 2.89 ( 2.77 )	企業 58 ( 60 )	% 53.7 ( 54.5 )
金融業、保険業	企業 7 ( 7 )	人 3,156.5 ( 3,146.5 )	人 23 ( 21 )	人 1 ( 0 )	人 32 ( 21 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 79.0 ( 63.0 )	人 22.0 ( 8.0 )	% 2.50 ( 2.00 )	企業 2 ( 1 )	% 28.6 ( 14.3 )
不動産業、物品販賣業	企業 7 ( 7 )	人 461.5 ( 459.0 )	人 0 ( 1 )	人 0 ( 0 )	人 5 ( 3 )	人 0 ( 1 )	人 0 ( 1 )	人 5.0 ( 6.0 )	人 3.0 ( 2.0 )	% 1.08 ( 1.31 )	企業 3 ( 4 )	% 42.9 ( 57.1 )
学術研究、専門・技術サービス業	企業 11 ( 12 )	人 1,102.5 ( 1,021.0 )	人 3 ( 4 )	人 1 ( 1 )	人 10 ( 5 )	人 1 ( 0 )	人 0 ( 1 )	人 17.5 ( 14.5 )	人 6.5 ( 5.5 )	% 1.59 ( 1.42 )	企業 3 ( 3 )	% 27.3 ( 25.0 )
宿泊業、飲食サービス業	企業 19 ( 22 )	人 1,578.0 ( 1,710.5 )	人 8 ( 5 )	人 3 ( 5 )	人 30 ( 24 )	人 9 ( 7 )	人 1 ( 0 )	人 54.0 ( 42.5 )	人 9.0 ( 4.5 )	% 3.42 ( 2.48 )	企業 17 ( 14 )	% 89.5 ( 63.6 )
生活関連サービス業、娯楽業	企業 17 ( 15 )	人 1,685.5 ( 1,597.5 )	人 8 ( 7 )	人 1 ( 1 )	人 20 ( 17 )	人 4 ( 3 )	人 3 ( 0 )	人 40.5 ( 33.5 )	人 2.5 ( 1.0 )	% 2.40 ( 2.10 )	企業 9 ( 8 )	% 52.9 ( 53.3 )
教育、学習支援業	企業 20 ( 19 )	人 1,699.0 ( 1,587.5 )	人 6 ( 5 )	人 0 ( 0 )	人 10 ( 7 )	人 1 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 22.5 ( 17.0 )	人 4.0 ( 0.0 )	% 1.32 ( 1.07 )	企業 7 ( 6 )	% 35.0 ( 31.6 )
医療、福祉	企業 191 ( 194 )	人 27,969.5 ( 26,206.5 )	人 121 ( 112 )	人 79 ( 74 )	人 408 ( 386 )	人 46 ( 56 )	人 30 ( 19 )	人 767.0 ( 721.5 )	人 92.0 ( 83.0 )	% 2.74 ( 2.75 )	企業 108 ( 109 )	% 56.5 ( 56.2 )
複合サービス事業	企業 7 ( 7 )	人 3,052.5 ( 3,102.0 )	人 23 ( 19 )	人 1 ( 2 )	人 29 ( 36 )	人 1 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 76.5 ( 76.0 )	人 6.0 ( 4.0 )	% 2.51 ( 2.45 )	企業 5 ( 5 )	% 71.4 ( 71.4 )
サービス業	企業 35 ( 35 )	人 3,263.0 ( 3,012.5 )	人 15 ( 14 )	人 10 ( 10 )	人 33 ( 32 )	人 9 ( 10 )	人 5 ( 5 )	人 80.0 ( 77.5 )	人 10.0 ( 4.5 )	% 2.45 ( 2.57 )	企業 25 ( 24 )	% 71.4 ( 68.6 )

注は1 (1)①の表と同じ

#### (4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年 6月 1日現在)

年	法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	障害者の数(人) (注1)	実雇用率(%)		法定雇用率 達成企業の割合(%)		
			対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減	
昭和 63 年	33,732.0	465.0	52	1.38%	0.03	50.0	△ 1.7
平成 元 年	35,973.0	505.0	40	1.40%	0.02	57.0	7.0
2	38,839.0	565.0	60	1.45%	0.05	59.5	2.5
3	43,125.0	657.0	92	1.52%	0.07	52.3	△ 7.2
4	45,374.0	731.0	74	1.61%	0.09	58.3	6.0
5	47,593.0	779.0	48	1.64%	0.03	54.7	△ 3.6
6	49,179.0	794.0	15	1.61%	△ 0.03	52.2	△ 2.5
7	49,713.0	804.0	10	1.62%	0.01	54.4	2.2
8	50,582.0	816.0	12	1.61%	△ 0.01	57.6	3.2
9	52,643.0	849.0	33	1.61%	0.00	58.3	0.7
10	54,256.0	872.0	23	1.61%	0.00	57.6	△ 0.7
11	57,222.0	929.0	57	1.62%	0.01	55.6	△ 2.0
12	54,459.0	897.0	△ 32	1.65%	0.03	54.9	△ 0.7
13	53,368.0	922.0	25	1.73%	0.08	54.5	△ 0.4
14	52,756.0	879.0	△ 43	1.67%	△ 0.06	53.9	△ 0.6
15	50,922.0	835.0	△ 44	1.64%	△ 0.03	51.6	△ 2.3
16	55,341.0	856.0	21	1.55%	△ 0.09	49.7	△ 1.9
17	55,363.0	874.0	18	1.58%	0.03	51.3	1.6
18	54,598.0	909.0	35.0	1.66%	0.08	52.5	1.2
19	55,743.0	901.5	△ 7.5	1.62%	△ 0.04	50.4	△ 2.1
20	58,046.0	971.5	70.0	1.67%	0.05	52.8	2.4
21	58,168.0	1016.5	45.0	1.75%	0.08	57.3	4.5
22	59,869.0	1138.5	122.0	1.90%	0.15	59.4	2.1
23	69,583.5	1310.0	171.5	1.88%	△ 0.02	55.5	△ 3.9
24	71,415.5	1414.0	104.0	1.98%	0.10	56.4	0.9
25	75,043.5	1455.0	41.0	1.94%	△ 0.04	54.4	△ 2.0
26	76,809.5	1570.5	115.5	2.04%	0.10	54.5	0.1
27	77,031.5	1651.0	80.5	2.14%	0.10	61.1	6.6
28	78,000.0	1719.0	68.0	2.20%	0.06	62.4	1.3
29	79,622.0	1743.5	24.5	2.19%	△ 0.01	60.9	△ 1.5
30	80,228.0	1844.5	101.0	2.30%	0.11	59.7	△ 1.2
令和 元 年	81,294.0	1921.5	77.0	2.36%	0.06	61.5	1.8
2	81,848.5	1961.0	39.5	2.40%	0.04	62.7	1.2
3	81,774.0	2081.5	120.5	2.55%	0.15	61.2	△ 1.5
4	81,208.0	1968.0	△ 113.5	2.42%	△ 0.13	62.3	1.1
5	80,268.0	2011.5	43.5	2.51%	0.09	63.6	1.3
6	83,186.5	2101.0	89.5	2.53%	0.02	55.7	△ 7.9
7	85,879.5	2232.0	131.0	2.60%	0.07	55.9	0.2

注 1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、  
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、  
精神障害者、  
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者  
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、  
精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外の身体障害者及び知的  
障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外の身体障害  
者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウ  
ント）※

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、  
次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以後に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に

精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウント  
している。

令和6年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、

重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者  
(0.5カウント)

## (5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数 (注1)	②不足数 (注2)							③障害者の数が0人である企業数
		0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人 又は4人	4.5人 又は5人	5.5人以上 10人以下	10.5人以上	
規模計	270 (100.0%)	204 (75.6%)	44 (16.3%)	17 (6.3%)	3 (1.1%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	155 (57.4%)
40.0～ 100人未満	161 (100.0%)	154 (95.7%)	7 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	139 (86.3%)
100～ 300人未満	90 (100.0%)	45 (50.0%)	31 (34.4%)	13 (14.4%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (17.8%)
300～ 500人未満	12 (100.0%)	2 (16.7%)	6 (50.0%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500人以上	7 (100.0%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## 2 地方公共団体等における在職状況（法定雇用率2.8%又は2.7%）

### (1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 $F \div (2) \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者、重度知的障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注3)	B.重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	D.重度以外身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
計	機関 4 ( 5 )	人 5,909.0 ( 5,644.5 )	人 33 ( 35 )	人 38 ( 27 )	人 67 ( 61 )	人 18 ( 17 )	人 1 ( 1 )	人 180.5 ( 167.0 )	人 28.5 ( 18.5 )	% 3.05 ( 2.96 )	機関 3 ( 3 )	% 75.0 ( 60.0 )
高知県 知事部局	機関 1 ( 1 )	人 4,072.0 ( 4,022.0 )	人 27 ( 30 )	人 30 ( 21 )	人 40 ( 36 )	人 12 ( 12 )	人 1 ( 1 )	人 130.5 ( 123.5 )	人 19.0 ( 13.5 )	% 3.20 ( 3.07 )	機関 1 ( 1 )	% 100.0 ( 100.0 )
その他の 高知県機関	3 ( 4 )	人 1,837.0 ( 1,622.5 )	6 ( 5 )	8 ( 6 )	27 ( 25 )	6 ( 5 )	0 ( 0 )	人 50.0 ( 43.5 )	人 9.5 ( 5.0 )	% 2.72 ( 2.68 )	2 ( 2 )	% 66.7 ( 50.0 )

[2(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。

6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e.精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計 $c+d+e \times 0.5$ (注3)	g.うち新規雇用分(注5)
県の機関計	人 180.5 ( 167.0 )	人 33 ( 35 )	人 13 ( 10 )	人 28 ( 29 )	人 13 ( 12 )	人 1 ( 1 )	人 114.0 ( 115.5 )	人 7.0 ( 6.0 )	人 0 ( 0 )	人 1 ( 1 )	人 5 ( 3 )	人 5 ( 5 )	人 0 ( 0 )	人 8.5 ( 6.5 )	人 3.5 ( 0.5 )	人 34 ( 29 )	人 24 ( 16 )	人 0 ( 0 )	人 58.0 ( 45.0 )	人 18.0 ( 12.0 )

[2(1)②表の注]

## (2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注3)	B.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	C.重度以外 の身体障害者 及び知的障 害者、知的障 害者及び精神障 害者(注3)	D.重度以外 の身体障害者及 び知的障害者 及び精神障害者 である短時間勤 務職員(注3)	E.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある特定短时 間勤務職員 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$ (注2)	G.うち新規雇 用分 (注6)			
市町村の機関	機関 49	人 13,676.5	人 82	人 11	人 175	人 8	人 1	人 354.5	人 36.0	% 2.59	機関 31	% 63.3
	( 52 )	( 12,972.0 )	( 84 )	( 6 )	( 161 )	( 8 )	( 1 )	( 339.5 )	( 31.0 )	( 2.62 )	( 32 )	( 61.5 )

注は2(1)①の表と同じ

17

### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a.重度身体障 害者(注4)	b.重度身体障 害者である短 時間勤務職 員(注4)	c.重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員(注4)	d.重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員(注4)	e.重度知的 障害者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇 用分 (注6)	a.重度知的障 害者(注4)	b.重度知的 障害者である 短時間勤務職 員(注4)	c.重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員(注4)	d.重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員(注4)	e.重度知的 障害者である 短時間勤務職 員(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇 用分 (注6)	c.精神障害者 者である短时 间勤务职员 (注4)	d.精神障害者 者である短时 间勤务职员 (注4)	e.精神障害者 者である特定短 时间勤务职员 (注3)	f.计 $c + d + e \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇 用分 (注6)
市町村の機関	人 354.5	人 82	人 1	人 91	人 5	人 1	人 259.0	人 17.0	人 0	人 0	人 15	人 3	人 0	人 16.5	人 5.0	人 69	人 10	人 0	人 79.0	人 14.0
	( 339.5 )	( 84 )	( 0 )	( 86 )	( 5 )	( 1 )	( 257.0 )	( 9.5 )	( 0 )	( 0 )	( 10 )	( 3 )	( 0 )	( 12.5 )	( 3.5 )	( 65 )	( 5 )	( 0 )	( 70.0 )	( 18.0 )

注は2(1)②の表と同じ

### (3) 法定雇用率2.7%が適用される県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合	
			A.重度身体障 害者(注3)	B.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 である短時間勤 務職員(注3)	D.重度以外身 体障害者及び 知的障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	E.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある特定短时 間勤務職員 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$ (注2)				
高知県 教育委員会	機関 1 ( 1 )	人 7,023.0 ( 6,442.0 )	人 54 ( 55 )	人 17 ( 14 )	人 86 ( 83 )	人 0 ( 0 )	人 2 ( 1 )	人 212.0 ( 207.5 )	人 23.0 ( 19.5 )	% 3.02 ( 3.22 )	機関 1 ( 1 )	% 100.0 ( 100.0 )

注は2(1)①の表と同じ

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a.重度身体障 害者(注4)	b.重度身体障 害者である身体障害者 短時間勤務職 員(注4)	c.重度以外の 身体障害者 である短時間勤 務職員(注4)	d.重度以外の 身体障害者 である短時間勤 務職員(注4)	e.重度身体 障害者である 短時間勤務職 員(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇 用分(注5)	a.重度知的障 害者(注4)	b.重度知的 障害者である 短時間勤務職 員(注4)	c.重度以外の 知的障害者 である短時間勤 務職員(注4)	d.重度以外の 知的障害者 である短時間勤 務職員(注4)	e.重度知的 障害者である 短時間勤務職 員(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇 用分(注5)	c.精神障害者 (注4)	d.精神障害者 である短時間 勤務職員(注4)	e.精神障害者 である特定短时 间勤务职员(注 4)	f.計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g.うち新規雇 用分(注5)
高知県 教育委員会	人 212.0 ( 207.5 )	人 54 ( 55 )	人 4 ( 1 )	人 42 ( 43 )	人 0 ( 0 )	人 2 ( 1 )	人 155.0 ( 154.5 )	人 13.0 ( 2.5 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 13 ( 12 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 13.0 ( 12.0 )	人 2.0 ( 3.0 )	人 31 ( 28 )	人 13 ( 13 )	人 0 ( 0 )	人 44.0 ( 41.0 )	人 8.0 ( 14.0 )

注は2(1)②の表と同じ

### 3 公的機関の各機関の状況

#### (1) 県の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備考
高知県知事部局	4,072.0	130.5	3.20	0.0	
高知県公営企業局	691.5	19.0	2.75	0.0	
高知県・高知市病院企業団	776.5	19.0	2.45	2.0	(注4)
高知県警察本部	369.0	12.0	3.25	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 高知県・高知市病院企業団については、地方公共団体の組合のため令和3年度まで市町村の機関に算入していたが、都道府県が加入する組合となるため、令和4年6月1日より県の機関に算入している。

#### (2) 法定雇用率2.7%が適用される県の教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備考
高知県教育委員会	7,023.0	212.0	3.02	0.0	

注は（1）と同じ。

#### (3) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備考
国立大学法人 高知大学	2,056.5	51.0	2.48	6.0	
高知県公立大学法人	366.0	10.0	2.73	0.0	
計	2,422.5	61.0	2.52	6.0	

注は（1）と同じ。

(4) 市町村等の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備考
合 計	13,676.5	354.5	2.59%	35.5	
高知市	3784.0	99.0	2.62%	6.0	注5
南国市	730.0	18.0	2.47%	2.0	注5
大豊町	98.5	3.0	3.05%	0	
本山町	203.0	4.0	1.97%	1.0	
土佐町	100.0	6.0	6.00%	0	
香南市	788.0	17.0	2.16%	5.0	注5
香美市	634.5	16.0	2.52%	1.0	注5
四万十町	381.0	8.5	2.23%	1.5	
須崎市	396.0	15.0	3.79%	0	注5
仁淀川町	183.5	5.0	2.72%	0	
中土佐町	139.5	4.0	2.87%	0	
佐川町	395.5	9.5	2.40%	1.5	注5
津野町	231.5	5.0	2.16%	1.0	注5
越知町	203.5	5.0	2.46%	0	注5
梼原町	158.0	5.0	3.16%	0	注5
四万十市	792.5	23.0	2.90%	0	注5
土佐清水市	253.5	8.0	3.16%	0	
宿毛市	316.0	8.0	2.53%	0	
黒潮町	202.5	7.0	3.46%	0	
大月町	130.5	4.0	3.07%	0	
三原村	40.0	1.0	2.50%	0	
室戸市	264.0	7.0	2.65%	0	
安芸市	370.0	10.0	2.70%	0	注5
芸西村	87.5	2.0	2.29%	0	
安田町	59.0	1.0	1.69%	0	
田野町	53.0	2.0	3.77%	0	
奈半利町	72.0	1.0	1.39%	1.0	
東洋町	76.5	1.0	1.31%	1.0	
北川村	37.0	0	0.00%	1.0	
馬路村	47.0	0	0.00%	1.0	
いの町	612.5	10.0	1.63%	7.0	注5
土佐市	294.0	11.0	3.74%	0	
日高村	100.5	2.0	1.99%	0	
室戸市教育委員会	54.5	2.0	3.67%	0	
土佐市教育委員会	65.0	3.0	4.62%	0	
宿毛市教育委員会	52.5	1.5	2.86%	0	
土佐清水市教育委員会	65.0	1.0	1.54%	0	
田野町教育委員会	38.5	0	0.00%	1.0	
大豊町教育委員会	38.5	0	0.00%	1.0	
本山町教育委員会	55.5	2.0	3.60%	0	
仁淀川町教育委員会	40.0	0	0.00%	1.0	
中土佐町教育委員会	69.0	1.5	2.17%	0	
四万十町教育委員会	172.5	3.0	1.74%	1.0	
黒潮町教育委員会	100.0	2.0	2.00%	0	
土佐市病院事業	220.5	7.0	3.17%	0	
香南香美老人ホーム組合	151.0	6.0	3.97%	0	
安芸広域町村圏特別養護老人ホーム組合	56.5	2.0	3.54%	0	
高吾北広域町村事務組合	185.5	3.5	1.89%	1.5	
高陵特別養護老人ホーム組合	77.5	2.0	2.58%	0	

注1～4は（1）と同じ。

注5 注5の機関は特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的な関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

認定地方機関（A）	みなされることとなる機関（B）	
高知市	高知市教育委員会	高知市水道局
南国市	南国市教育委員会	
須崎市	須崎市教育委員会	
四万十市	四万十市教育委員会	
香南市	香南市教育委員会	
香美市	香美市教育委員会	
佐川町	佐川町病院事業	佐川町教育委員会
越知町	越知町教育委員会	
いの町	いの町教育委員会	
安芸市	安芸市教育委員会	
津野町	津野町教育委員会	
梼原町	梼原町教育委員会	

## (参考) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものであ  
る

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.41	0.00	46.0	0.0	55,434 / 120,467
北海道	2.57	△0.07	49.2	△0.3	2,146 / 4,365
青森	2.48	△0.01	51.5	△0.1	584 / 1,134
岩手	2.43	△0.07	55.3	△0.1	621 / 1,123
宮城	2.38	△0.01	50.3	0.9	906 / 1,801
秋田	2.50	0.01	58.7	△0.1	531 / 905
山形	2.39	0.02	53.8	1.1	568 / 1,055
福島	2.43	0.02	55.3	0.5	930 / 1,682
茨城	2.32	△0.01	46.0	0.4	876 / 1,905
栃木	2.50	0.02	54.7	0.7	854 / 1,560
群馬	2.35	0.00	54.3	1.1	1,042 / 1,919
埼玉	2.46	△0.01	45.6	0.1	1,923 / 4,215
千葉	2.43	0.03	46.6	△0.7	1,529 / 3,278
東京	2.30	0.01	31.1	0.6	7,922 / 25,507
神奈川	2.42	0.02	43.5	△0.2	2,490 / 5,727
新潟	2.45	0.00	56.0	0.8	1,234 / 2,204
富山	2.35	△0.01	47.9	△1.5	571 / 1,192
石川	2.57	△0.04	50.1	△2.5	644 / 1,285
福井	2.72	0.11	58.4	1.7	505 / 865
山梨	2.28	△0.09	54.5	△2.9	403 / 740
長野	2.47	0.00	55.3	0.6	1,091 / 1,974
岐阜	2.52	△0.01	54.3	1.3	1,012 / 1,865
静岡	2.44	0.01	52.1	0.7	1,819 / 3,490
愛知	2.40	0.04	46.9	0.4	3,577 / 7,620
三重	2.52	0.00	57.7	0.1	848 / 1,470
滋賀	2.67	0.01	54.3	0.2	583 / 1,074
京都	2.47	0.04	49.0	0.3	1,094 / 2,232
大阪	2.45	0.01	41.4	△0.3	4,001 / 9,673
兵庫	2.45	△0.02	47.4	△0.5	1,914 / 4,041
奈良	2.94	△0.06	58.4	△2.1	467 / 800
和歌山	2.77	△0.01	57.8	△1.2	421 / 729
鳥取	2.62	0.06	57.6	△3.5	314 / 545
島根	2.89	0.00	66.7	0.4	462 / 693
岡山	2.45	△ 0.13	49.1	△1.7	864 / 1,758
広島	2.54	0.00	48.9	△0.2	1,329 / 2,718
山口	2.71	△0.06	53.0	△1.4	565 / 1,066
徳島	2.40	△0.02	56.8	△0.8	337 / 593
香川	2.38	0.07	57.7	2.5	563 / 976
愛媛	2.58	0.01	49.9	△0.3	612 / 1,226
高知	2.60	0.07	55.9	0.2	342 / 612
福岡	2.42	△0.01	47.3	△0.2	2,201 / 4,658
佐賀	2.87	0.00	62.4	△0.2	458 / 734
長崎	2.84	△0.04	58.2	0.8	679 / 1,167
熊本	2.55	△0.04	53.9	0.8	824 / 1,528
大分	2.65	△0.12	59.1	△1.7	595 / 1,007
宮崎	2.81	△0.06	62.0	△1.5	597 / 963
鹿児島	2.65	△0.01	56.0	△1.2	845 / 1,508
沖縄	3.27	△0.12	57.7	△2.3	741 / 1,285

## (参考) 身体障害者の部位別雇用状況

### ① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 58 ( 57 )	人 79 ( 84 )	人 7 ( 8 )	人 358 ( 351 )	人 330 ( 324 )	人 832 ( 824 )

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

### ② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
40~100人未満	人 14 ( 11 )	人 29 ( 26 )	人 3 ( 2 )	人 96 ( 93 )	人 77 ( 76 )	人 219 ( 208 )
100~300人未満	人 25 ( 28 )	人 27 ( 31 )	人 3 ( 2 )	人 106 ( 117 )	人 120 ( 115 )	人 281 ( 293 )
300~500人未満	人 6 ( 7 )	人 8 ( 9 )	人 1 ( 1 )	人 39 ( 27 )	人 31 ( 36 )	人 85 ( 80 )
500人以上	人 13 ( 11 )	人 15 ( 18 )	人 0 ( 3 )	人 117 ( 114 )	人 102 ( 97 )	人 247 ( 243 )

注 1(8)①の表と同じ。

### ③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	人 0 ( 0 )	人 2 ( 2 )	人 0 ( 0 )	人 1 ( 1 )	人 1 ( 1 )	人 4 ( 4 )
鉱業、採石業、砂利採取業	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )
建設業	人 2 ( 1 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 19 ( 17 )	人 16 ( 10 )	人 37 ( 28 )
製造業	人 1 ( 1 )	人 20 ( 21 )	人 1 ( 1 )	人 50 ( 54 )	人 22 ( 25 )	人 94 ( 102 )
電気・ガス・熱供給・水道業	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 1 ( 1 )	人 1 ( 1 )	人 2 ( 2 )
情報通信業	人 1 ( 1 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 8 ( 5 )	人 10 ( 10 )	人 19 ( 16 )
運輸業、郵便業	人 2 ( 2 )	人 2 ( 2 )	人 0 ( 0 )	人 11 ( 12 )	人 12 ( 9 )	人 27 ( 25 )
卸売業、小売業	人 8 ( 7 )	人 13 ( 15 )	人 2 ( 2 )	人 94 ( 94 )	人 91 ( 85 )	人 208 ( 203 )
金融業、保険業	人 4 ( 4 )	人 4 ( 4 )	人 0 ( 0 )	人 9 ( 7 )	人 18 ( 18 )	人 35 ( 33 )
不動産業、物品賃貸業	人 0 ( 0 )	人 1 ( 1 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 1 )	人 0 ( 1 )	人 1 ( 3 )
学術研究、専門・技術サービス業	人 0 ( 0 )	人 1 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 3 ( 4 )	人 3 ( 5 )	人 7 ( 9 )
宿泊業、飲食サービス業	人 1 ( 2 )	人 2 ( 2 )	人 0 ( 0 )	人 6 ( 5 )	人 8 ( 8 )	人 17 ( 17 )
生活関連サービス業、娯楽業	人 1 ( 1 )	人 2 ( 2 )	人 0 ( 0 )	人 10 ( 8 )	人 9 ( 10 )	人 22 ( 21 )
教育、学習支援業	人 0 ( 0 )	人 1 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 4 ( 3 )	人 7 ( 7 )	人 12 ( 10 )
医療、福祉	人 34 ( 36 )	人 25 ( 26 )	人 4 ( 5 )	人 117 ( 115 )	人 89 ( 88 )	人 269 ( 270 )
複合サービス事業	人 0 ( 0 )	人 6 ( 6 )	人 0 ( 0 )	人 17 ( 18 )	人 19 ( 19 )	人 42 ( 43 )
サービス業	人 4 ( 2 )	人 0 ( 3 )	人 0 ( 0 )	人 8 ( 6 )	人 24 ( 27 )	人 36 ( 38 )

注 1(8)①の表と同じ。